

V その他

概況調査票

(別添1)

1. 調査実施者（記入者）

実施日	年 月 日	実施場所	自宅・自宅外（ ）		
記入者	(ふりがな)	所属機関		調査時間	

2. 調査対象者

対象者	(ふりがな)	男・女	生年月日 年齢	明・大・昭・平 年 月 日生 (歳)
現住所	〒 -		電話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名 () 調査対象者との関係 ()		電話	- -

3. 認定を受けている各種の障害等級等（該当する項目に記載又は○をつけてください）

(1) 身体障害者等級	1級・2級・3級・4級・5級・6級				
(2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他 ()				
(3) 療育手帳等級	最重度	○A	A1	1度	
	重度	A	A2	2度	
	中度	B	B1	3度	
	軽度	C	B2	4度	
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級	1級・2級・3級				
(5) 難病等疾病名					
(6) 障害基礎年金等級	1級・2級				
(7) その他の障害年金等級	1級・2級・3級				
(8) 生活保護の受給	有（他人介護料有り）・有（他人介護料無し）・無				

4. 現在受けているサービスの状況（別紙「サービスの利用状況票」に記入してください）

5. 地域生活関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 外出の頻度（過去1ヶ月間の回数）	() 回程度
(2) 社会活動の参加状況	()
(3) 過去2年間の入所歴の有無	
□無 □有→入所期間	年 月～ 年 月 施設の種類 ()
	年 月～ 年 月 施設の種類 ()
(4) 過去2年間の入院歴の有無	
□無 □有→入院期間	年 月～ 年 月 原因となった病名 ()
	年 月～ 年 月 原因となった病名 ()
(5) その他	

6. 就労関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 就労状況	<input type="checkbox"/> 一般就労	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	
	<input type="checkbox"/> 就労していない	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 就労経験の有無	一般就労やパート・アルバイトの経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	最近1年間の就労の経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	中断の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(3) 就労希望の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	
具体的に			

7. 日中活動関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

主に活動している場所	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 施設	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> その他（	）

8. 介護者（支援者）関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 介護者（支援者）の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(2) 介護者（支援者）の健康状況等特記すべきこと		

9. 居住関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 生活の場所	<input type="checkbox"/> 自宅（単身）	<input type="checkbox"/> 自宅（家族等と同居）	<input type="checkbox"/> グループホーム	
	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 入所施設	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 居住環境				

10. その他（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

--

(別紙)

サービスの利用状況票

利用者氏名 _____

月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00							
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							
18:00							
20:00							
22:00							
24:00							
2:00							
4:00							

週単位以外のサービスの

認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目

1-1 搬送り		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-2 起き上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-3 座位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-4 移乗		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-5 立ち上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-6 両足での立位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-7 片足での立位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-8 歩行		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-9 移動		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-10 衣服の着脱		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	

1-11	じょくそう	特記事項
	1 ない	
	2 ある	

1-12	えん下	特記事項
	1 支援が不要	
	2 見守り等の支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関する項目

2-1	食事	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-2	口腔清潔	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-3	入浴	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-4	排尿	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-5	排便	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-6	健康・栄養管理	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-7	薬の管理	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-8	金銭の管理	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-9	電話等の利用	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-10	日常の意思決定	特記事項
	1 支援が不要	
	2 部分的な支援が必要	
	3 全面的な支援が必要	

2-11 危険の認識		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-12 調理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-13 掃除		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-14 洗濯		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-15 買い物		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-16 交通手段の利用		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3. 意思疎通等に関連する項目

3-1 視力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	約1m離れた視力確認表の図が見える	
3	目の前に置いた視力確認表の図が見える	
4	ほとんど見えていない	
5	全く見えない	
6	見えているのか判断不能	
3-2 聴力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	普通の声がやっと聞き取れる	
3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	
4	ほとんど聞こえない	
5	全く聞こえない	
6	聞こえているのか判断不能	
3-3 コミュニケーション		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	特定の者であればコミュニケーションできる	
3	会話以外の方法でコミュニケーションできる	
4	独自の方法でコミュニケーションできる	
5	コミュニケーションできない	
3-4 説明の理解		特記事項
1	理解できる	
2	理解できない	
3	理解できているか判断できない	

3-5	読み書き	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3-6	感覚過敏・感覚鈍麻	特記事項
1	ない	
2	ある	

4. 行動障害に関連する項目

4-1	被害的・拒否的	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-2	作話	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-3	感情が不安定	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-4	昼夜逆転	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-5	暴言暴行	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-6	同じ話をする	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-7	大声・奇声を出す	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-8 支援の拒否		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-9 徘徊		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-10 落ち着きがない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-11 外出して戻れない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-12 1人で出たがる		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-13 収集癖		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-14 物や衣類を壊す		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-15 不潔行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-16 異食行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-17	ひどい物忘れ	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-18	こだわり	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-19	多動・行動停止	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-20	不安定な行動	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-21	自らを傷つける行為	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-22	他人を傷つける行為	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-23	不適切な行為	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-24	突発的な行動	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-25	過食・反すう等	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-26	そう鬱状態	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-27	反復的行動	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-28	対人面の不安緊張	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-29	意欲が乏しい	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-30	話がまとまらない	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-31	集中力が続かない	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-32	自己の過大評価	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-33	集団への不適応	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-34	多飲水・過飲水	特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

5. 特別な医療に関連する項目

5-1 点滴の管理		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-2 中心静脈栄養		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-3 透析		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-4 ストーマの処置(人工肛門の処置)		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-5 酸素療法		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-6 レスピレーター(人工呼吸器)		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-7 気管切開の処置		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-8 疼痛の管理		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-9 経管栄養		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-11 じょくそうの処置		特記事項
	1 ない	
	2 ある	
5-12 カテーテル		特記事項
	1 ない	
	2 ある	

6. その他(認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで確認できた事項)

特記事項

医師意見書

記入日 平成 年 月 日

申請者	(ふりがな) 明・大・昭・平 年 月 日生(歳)	男・女	〒 - 連絡先 ()
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。 医師氏名 _____ 医療機関名 _____ 電話 () _____ 医療機関所在地 _____ FAX () _____			
(1) 最終診察日	平成 年 月 日		
(2) 意見書作成回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上		
(3) 他科受診	<input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> 脳神経外科 <input type="checkbox"/> 皮膚科 <input type="checkbox"/> 泌尿器科 <input type="checkbox"/> 婦人科 <input type="checkbox"/> 眼科 <input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> 歯科 <input type="checkbox"/> その他 ()		

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名(障害の直接の原因となっている傷病名については1.に記入)及び発症年月日			
1. _____	発症年月日	(昭和・平成)	年 月 日(填)
2. _____	発症年月日	(昭和・平成)	年 月 日(填)
3. _____	発症年月日	(昭和・平成)	年 月 日(填)
入院歴(直近の入院歴を記入)			
1. 昭和・平成	年 月	～	年 月(傷病名: _____)
2. 昭和・平成	年 月	～	年 月(傷病名: _____)
(2) 症状としての安定性 { 不安定である場合、具体的な状況を記入。 特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。 }			
(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容			

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報	利き腕(<input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左)	身長= _____ cm	体重= _____ kg	(過去6ヶ月の体重の変化 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 減少)
(2) 四肢欠損	(部位: _____)			
(3) 麻痺	右上肢	(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左上肢	(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)
	右下肢	(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左下肢	(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)
	その他	(部位: _____)	程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重	
(4) 筋力の低下	(部位: _____) 程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重			
	(過去6ヶ月の症状の変動 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 増悪)			
(5) 関節の拘縮	肩関節	右(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	
	肘関節	右(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	
	股関節	右(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	
	膝関節	右(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	
	その他	(部位: _____)	程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重	
(6) 関節の痛み	(部位: _____) 程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重			
	(過去6ヶ月の症状の変動 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 増悪)			
(7) 失関・不随意運動	上肢	右(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	
	体幹	(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)		
	下肢	右(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	左(程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重)	
(8) 褥瘡	(部位: _____) 程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重			
(9) その他の皮膚疾患	(部位: _____) 程度: <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重			

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害
昼夜逆転 暴言 自傷 他害 支援への抵抗 徘徊
危険の認識が困難 不潔行為 異食 性的逸脱行動 その他()

(2) 精神症状・能力障害二軸評価
 精神症状評価 1 2 3 4 5 6
 能力障害評価 1 2 3 4 5
 (判定時期 平成 年 月)

(3) 生活障害評価
 食事 1 2 3 4 5 生活リズム 1 2 3 4 5
 保清 1 2 3 4 5 金銭管理 1 2 3 4 5
 服薬管理 1 2 3 4 5 対人関係 1 2 3 4 5
 社会的適応を妨げる行動 1 2 3 4 5
 (判断時期 平成 年 月)

(4) 精神・神経症状
意識障害 記憶障害 注意障害 遂行機能障害
社会的行動障害 その他の認知機能障害 気分障害(抑うつ気分、軽躁/躁状態)
睡眠障害 幻覚 妄想 その他()
 専門科受診の有無 有() 無

(5) てんかん
週1回以上 月1回以上 年1回以上

4. 特別な医療(現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容	<input type="checkbox"/> 点滴の管理	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養	<input type="checkbox"/> 透析	<input type="checkbox"/> ストーマの処置
	<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> レスピレーター	<input type="checkbox"/> 気管切開の処置	<input type="checkbox"/> 疼痛の管理
	<input type="checkbox"/> 経管栄養(胃ろう)	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引処置(回数 回/日)	<input type="checkbox"/> 褥瘡の処置	<input type="checkbox"/> 間歇的導尿
特別な対応	<input type="checkbox"/> モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)			
失業への対応	<input type="checkbox"/> カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等)			

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針
尿失禁 転倒・骨折 徘徊 褥瘡 嚥下性肺炎 腸閉塞
易感染性 心肺機能の低下 疼痛 脱水 行動障害 精神症状の増悪
けいれん発作 その他()
 → 対処方針()

(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項
 血圧について()
 嚥下について()
 摂食について()
 移動について()
 行動障害について()
 精神症状について()
 その他()

(3) 感染症の有無(有の場合は具体的に記入)
有() 無 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成二十六年一月二十三日 厚生労働省令第五号)

(障害支援区分に関する審査判定基準等)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。

一 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

三 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

四 区分三 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

五 区分四 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

六 区分五 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

七 区分六 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

（都道府県審査会に関する読替え）

第二条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前条の規定を適用する場合においては、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

別表第一（第一条関係）

群	項目	点		数	
		支障が不要	支障が必要	支障が不要	支障が必要
1	寝返り	0 支障が不要	7.8 部分的な支障が必要	10.4 全面的な支障が必要	14.8
	起き上がり	0 支障が不要	6.2 部分的な支障が必要	8.9 全面的な支障が必要	15.0
1	起居動作	0 支障が不要	6.8 部分的な支障が必要	11.6 全面的な支障が必要	15.9
	歩行	0 支障が不要	7.2 部分的な支障が必要	9.4 全面的な支障が必要	14.5
1	立ち上がり	0 支障が不要	5.4 部分的な支障が必要	7.7 全面的な支障が必要	13.6
	片足での立位保持	0 支障が不要	2.8 部分的な支障が必要	3.4 全面的な支障が必要	11.4
2	（食生活・排泄機能 I 等）	0 ある	10.9		
	（移動・清潔機能 II 等）	0 支障が不要	13.5 全面的な支障が必要	25.2	
3	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	14.4 全面的な支障が必要	23.9	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	11.6 全面的な支障が必要	20.1	
4	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	10.9 全面的な支障が必要	19.9	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.6 部分的な支障が必要	10.7 全面的な支障が必要	15.9
4	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	5.8 部分的な支障が必要	10.8 全面的な支障が必要	17.1
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.1 全面的な支障が必要	16.2	
5	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.9 全面的な支障が必要	15.9	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.9 部分的な支障が必要	12.0 全面的な支障が必要	18.2
6	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	9.3 全面的な支障が必要	16.7	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.8 部分的な支障が必要	7.3 ほとんども見えていない	25.5 全く見えない
7	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.4 かなり大きな声なら何とか聞き取れる	9.1 ほとんど聞き取れない	48.9
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	9.4 全面的な支障が必要	20.2	51.1
8	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.7 部分的な支障が必要	20.9	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	7.0 全面的な支障が必要	20.5	
9	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	7.9 全面的な支障が必要	19.5	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	6.9 全面的な支障が必要	18.9	
10	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	3.3 全面的な支障が必要	11.0	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	1.4 全面的な支障が必要	9.5	
11	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.6 全面的な支障が必要	10.7	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	9.1 全面的な支障が必要	15.6	
12	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	4.1 全面的な支障が必要	11.7	
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	4.1 全面的な支障が必要	11.7	
13	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	4.1 全面的な支障が必要	5.5 毎日の生活でコミュニケーションできる	11.0 コミュニケーションできない
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	15.3 理解できているか判断できない	15.3	14.5
14	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	1.9 月に 1 回以上の支障が必要	2.1 週に 1 回以上の支障が必要	4.6
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.1 月に 1 回以上の支障が必要	2.6 週に 1 回以上の支障が必要	5.3
15	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.1 月に 1 回以上の支障が必要	2.6 週に 1 回以上の支障が必要	5.4
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.1 月に 1 回以上の支障が必要	2.9 週に 1 回以上の支障が必要	3.5
16	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.6 月に 1 回以上の支障が必要	3.0 週に 1 回以上の支障が必要	6.2
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.1 月に 1 回以上の支障が必要	2.4 週に 1 回以上の支障が必要	4.8
17	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.7 月に 1 回以上の支障が必要	3.0 週に 1 回以上の支障が必要	6.0
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	2.8 月に 1 回以上の支障が必要	3.4 週に 1 回以上の支障が必要	5.9
18	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	3.7 月に 1 回以上の支障が必要	3.8 週に 1 回以上の支障が必要	6.0
	（移動・清潔機能 II 等）	0 部分的な支障が必要	4.4 月に 1 回以上の支障が必要	5.0 週に 1 回以上の支障が必要	7.0

群	項目	点	教
7	外出して戻れない	0	3.3 月に1回以上の支援が必要
	1人で出たがる	0	3.3 月に1回以上の支援が必要
	取集癖	0	5.0 月に1回以上の支援が必要
	物や衣類を壊す	0	3.8 月に1回以上の支援が必要
	不潔行為	0	4.3 月に1回以上の支援が必要
	異常行動	0	4.9 月に1回以上の支援が必要
	ひどい物忘れ	0	5.1 月に1回以上の支援が必要
	集団への不満感	0	0.6 月に1回以上の支援が必要
	こだわり	0	3.1 月に1回以上の支援が必要
	多動・行動停止	0	1.9 月に1回以上の支援が必要
8	不安定な行動	0	3.2 月に1回以上の支援が必要
	自らを傷つける行為	0	2.3 月に1回以上の支援が必要
	他人を傷つける行為	0	3.5 月に1回以上の支援が必要
	不適切な行為	0	3.5 月に1回以上の支援が必要
	突発的な行動	0	4.4 月に1回以上の支援が必要
	過食・反吐等	0	5.5 月に1回以上の支援が必要
	多飲水・過飲水	0	4.2 月に1回以上の支援が必要
	反復的な行動	0	3.6 月に1回以上の支援が必要
	感覚過敏・感覚鈍麻	0	3.4 月に1回以上の支援が必要
	そう鬱か態	0	9.1
9	対人面の不安緊張	0	12.3 月に1回以上の支援が必要
	意欲が乏しい	0	17.3 月に1回以上の支援が必要
	話がまとまらない	0	15.3 月に1回以上の支援が必要
	集中力が続かない	0	13.4 月に1回以上の支援が必要
	自己の過大評価	0	13.6 月に1回以上の支援が必要
	点滴の管理	0	13.8 月に1回以上の支援が必要
	中心静脈栄養	0	5.8
	透析	0	16.1
	ストーマーの処置	0	0.2
	酸素療法	0	1.7
10	レスビレーター	0	10.2
	気管切開の処置	0	16.9
	疼痛の看護	0	14.9
	経管栄養	0	1.2
	モニター測定	0	8.6
	じよくそらの処置	0	15.9
	カテーテル	0	3.7
	褥瘡	0	4.8
	関節の拘縮 肩関節	0	2.9 両下肢あるいは右上下肢のみ
	関節の拘縮 肘関節	0	18.6
関節の拘縮 股関節	0	19.6	
関節の拘縮 膝関節	0	18.0	
関節の拘縮 その他	0	17.2	
11	褥瘡 左上肢	0	12.7
	褥瘡 右上肢	0	12.7
12	褥瘡 左上肢	0	2.0 ある(中度)
	褥瘡 右上肢	0	2.0 ある(中度)
	褥瘡 左下肢	0	3.0 ある(重度)
	褥瘡 右下肢	0	3.0 ある(重度)
	褥瘡 左上下肢あるいは右上下肢のみ	0	4.0
	褥瘡 右上下肢	0	4.0
	褥瘡 左上下肢あるいは右上下肢のみ	0	4.0
	褥瘡 右上下肢	0	4.0
	褥瘡 左上下肢あるいは右上下肢のみ	0	4.0
	褥瘡 右上下肢	0	4.0

群	項目	点	数		
医師意見書	麻痺 左下股	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	麻痺 右下股	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	麻痺 その他	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 肩関節 左	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 肩関節 右	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 股関節 左	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 股関節 右	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 肘関節 左	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 肘関節 右	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 膝関節 左	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	関節の拘縮 膝関節 右	0 有る (軽度)	2.0 有る (中度)	3.0 有る (重度)	4.0
	てんかん	0 有る (年1回以上)	1.0 有る (月1回以上)	1.5 有る (週1回以上)	2.0
	二軸評価 精神症状	1 0	2.0	3.0	4.0
	二軸評価 能力障害	1 0	2.0	3.0	4.0
	生活障害評価 食事	1 0	2.0	3.0	4.0
	生活障害評価 生活リズム	1 0	2.0	3.0	4.0
	生活障害評価 保清	1 0	2.0	3.0	4.0
	生活障害評価 金銭管理	1 0	2.0	3.0	4.0
	生活障害評価 服薬管理	1 0	2.0	3.0	4.0
	生活障害評価 対人関係	1 0	2.0	3.0	4.0
生活障害評価 社会的適応	1 0	2.0	3.0	4.0	
			6	5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	
				5.0	

注1 1の群から10の群までは医師意見書に基づき、11の群については調査項目に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定し、又は当該点数を各群につき合計する。

注2 12の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定する。

別表第二（第一条関係）

区分等	番号	条 目										区分等該当可能性													
非該当	1	生活機能Ⅱ かつ 麻痺	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	= 0.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	= 0.0	かつ	金銭の管理	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	集中力が続かない	= 0.0	62.2%
	2	応用日常生活動作 かつ 関節の拘縮 肩関節	= 0.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	特別な医療	= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	集中力が続かない	= 0.0	82.4%						
	3	生活機能Ⅱ かつ 二軸評価 能力障害	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≦ 2.9	64.0%						
	4	生活機能Ⅱ かつ 二軸評価 能力障害	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	金銭の管理	≧ 1.4	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≦ 2.9	80.4%						
	5	生活機能Ⅱ かつ 二軸評価 能力障害	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≦ 2.9	66.1%						
	6	生活機能Ⅱ かつ 二軸評価 能力障害	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	金銭の管理	≧ 1.4	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≦ 2.9	61.3%						
	7	生活機能Ⅱ かつ 麻痺	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 0.1	かつ	金銭の管理	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	61.1%						
	8	起居動作 かつ 麻痺	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 13.1	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	50.9%						
	9	起居動作 かつ 行動上の障害 (C群)	= 0.0	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 15.5	かつ	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.1	62.6%						
	10	起居動作 かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 13.1	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 23.7	50.0%						
	11	生活機能Ⅱ かつ 麻痺	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	意欲が乏しい	= 0.0	47.4%									
	12	生活機能Ⅱ かつ 感情が不安定	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 0.1	かつ	応用日常生活動作	≦ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	= 0.0	かつ	金銭の管理	= 0.0	42.1%						
	13	起居動作 かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 13.1	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 23.6	64.0%						
	14	生活機能Ⅱ かつ 行動上の障害 (C群)	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 13.1	かつ	認知機能	≦ 10.7	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 14.1	59.1%						
	15	起居動作 かつ 日常の意思決定	= 0.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 9.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≦ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理	≦ 3.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 23.6	92.7%						
	16	起居動作 かつ 日常の意思決定	= 0.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 6.7	かつ	応用日常生活動作	≧ 13.1	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 23.6	88.9%						
	17	起居動作 かつ 日常の意思決定	= 0.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 6.7	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≦ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理	≦ 3.0	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 23.6	74.1%						
	18	起居動作 かつ 行動上の障害 (C群)	= 0.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 6.8	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 13.1	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	72.3%						
	19	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	特別な医療	= 0.0	かつ	洗濯	= 7.0	かつ	生活障害評価 金銭管理	= 3.0	かつ	生活障害評価 金銭管理	= 3.0	88.9%						
	20	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 1.4	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ	生活障害評価 対人関係	= 2.0	かつ	生活障害評価 対人関係	= 2.0	96.0%						
	21	入浴	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	生活障害評価 生活リズム	= 2.0	かつ	生活障害評価 生活リズム	= 0.0	かつ	生活障害評価 服装管理	= 2.0	かつ	生活障害評価 服装管理	= 2.0	84.4%						
	22	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	調理	= 9.4	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ	生活障害評価 生活リズム	= 0.0	かつ	生活障害評価 生活リズム	= 0.0	82.0%						
	23	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	認知機能	≧ 0.1	かつ	認知機能	≦ 13.1	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	金銭の管理	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	87.0%						

区分等	番号	条 案										区分等該当可能性							
一	24	応用日常生活動作	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.9	かつ	洗濯	= 0.0	かつ	生活障害評価 食事	= 3.0	かつ	生活障害評価 保清	= 3.0	94.1%			
	25	視覚機能	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	集中力が続かない	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ	生活障害評価 金融管理	= 3.0	87.5%			
	26	視覚機能	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	ひどい物忘れ	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ	生活障害評価 金融管理	= 3.0	85.7%			
	27	応用日常生活動作	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.9	かつ	洗濯	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 3.0	かつ	生活障害評価 金融管理	= 3.0	90.6%			
	28	生活機能II	≤ 23.5	かつ	行動上の障害 (A群)	= 0.0	かつ	行動上の障害 (C群)	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≥ 2.8	かつ	片足での立位保持	≤ 3.4	75.0%			
	29	金融管理	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≤ 2.9										
	29	生活機能II	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 20.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.7	68.6%			
	30	生活機能II	≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮	≤ 8.7	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≥ 4.9	67.0%			
	31	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 21.0	かつ	調理	= 0.0	かつ	感情が不安定	≥ 2.1	61.6%			
	32	起居動作	= 6.8	かつ	生活機能I	≤ 4.0	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 16.7	60.6%			
	33	生活機能II	≥ 10.7	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≥ 4.9	53.0%			
	34	生活機能II	≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮	≥ 8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺 右下肢	= 0.0	90.9%			
	35	生活機能II	≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮	≥ 8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺 左下肢	= 0.0	90.9%			
	36	生活機能II	≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮	≥ 8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺 右下肢	≥ 2.0	80.0%			
	37	生活機能II	≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮	≥ 8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺 左下肢	≥ 2.0	80.0%			
	38	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 73.2	かつ	感情が不安定	≥ 2.1	74.5%			
	39	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	認知機能	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.9	かつ	感情が不安定	≥ 2.1	74.4%			
	40	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.9	かつ	感情が不安定	≥ 2.1	72.2%			
	41	生活機能I	≥ 15.6	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 7.1	59.0%			
	42	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	認知機能	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.9	かつ	感情が不安定	≥ 2.1	56.9%			
	43	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.9	かつ	感情が不安定	= 0.0	48.1%			
	44	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 14.2	かつ	感情が不安定	≥ 2.9	42.2%			
	45	起居動作	≥ 0.1	かつ	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	80.4%			
	45	感情が不安定	= 0.0																
	46	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 8.4	53.6%
	47	生活機能I	= 0.0	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	74.1%
	47	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	片足での立位保持	≥ 11.4													
	48	生活機能II	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	≥ 0.1	かつ	感情が不安定	≥ 15.3	68.4%			
48	麻痺	≤ 2.9	かつ	二軸評価 能力障害	≥ 3.0														
49	起居動作	= 0.0	かつ	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≥ 42.8	かつ	応用日常生活動作	≤ 20.1	67.9%				
49	行動上の障害 (C群)	≥ 12.5	かつ	感情が不安定	= 0.0														
50	生活機能I	≥ 21.0	かつ	生活機能II	≥ 23.6	かつ	生活機能II	≤ 32.7	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 32.7	58.9%				
50	移乗	= 0.0	かつ	暴言暴行	= 0.0														
51	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≥ 14.1	58.0%				
51	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≤ 2.9														
52	起居動作	= 0.0	かつ	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 20.1	56.9%				
52	行動上の障害 (C群)	≥ 12.5	かつ	感情が不安定	= 0.0														
53	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 8.5	55.4%				
53	行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≥ 38.7														
54	生活機能I	≤ 21.0	かつ	生活機能II	≥ 23.6	かつ	生活機能II	≤ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 32.7	52.2%				
54	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≥ 2.8														

区分等	番号	条 件										区分等該当可能性							
	55	生活機能II かつ	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≤ 36.1	かつ	認知機能	≥ 10.8	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 14.1	43.5%
		行動上の障害 (C群)	≤ 14.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	≤ 2.9										
	56	生活機能I	≤ 21.0	かつ	生活機能II	≥ 23.6	かつ	生活機能II	≤ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 20.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.7	74.3%
		移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	こだわり	= 0.0										
	57	生活機能I	≤ 21.0	かつ	生活機能II	≥ 23.6	かつ	生活機能II	≤ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 20.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.7	52.5%
		移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	こだわり	≥ 1.9										
	58	生活機能I	≥ 0.1	かつ	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	48.5%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	片足での立位保持	≥ 11.4										
	59	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 51.6	かつ	認知機能	≥ 19.0	77.5%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	片足での立位保持	≤ 3.0										
	60	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 51.7	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≥ 19.0	70.5%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	片足での立位保持	≤ 3.0										
	61	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 18.9	67.2%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	移動	≥ 3.4										
	62	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≥ 19.0	52.5%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	片足での立位保持	≤ 4.0										
	63	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 18.9	95.9%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	= 0.0	かつ	麻痺・拘縮	≥ 0.1	かつ	移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≤ 3.4				
	64	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 18.9	81.0%
		行動上の障害 (A群)	≥ 1.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≤ 3.4	
	65	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 18.9	75.4%
		行動上の障害 (A群)	≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	麻痺・拘縮	≥ 0.1	かつ	移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≤ 3.4	
	66	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 18.9	72.4%
		行動上の障害 (A群)	≤ 1.5	かつ	行動上の障害 (C群)	≥ 38.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≤ 3.4	かつ	認知機能	≥ 6.9	
	67	生活機能I	≤ 15.5	かつ	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	認知機能	≤ 18.9	49.1%
		行動上の障害 (A群)	≤ 1.5	かつ	行動上の障害 (C群)	≤ 38.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≤ 3.4	かつ	口腔清潔	= 0.0	
	68	入浴	= 0.0	かつ	交通手段の利用	= 0.0	かつ	麻痺 右上肢	= 3.0										80.0%
	69	入浴	= 0.0	かつ	交通手段の利用	= 0.0	かつ	麻痺 左上肢	= 3.0										80.0%
	70	生活機能I	= 0.0	かつ	入浴	= 0.0	かつ	透析	= 0.2										84.8%
	71	起き上がり	= 0.0	かつ	交通手段の利用	= 0.0	かつ	透析	= 0.2										90.9%
	72	生活機能I	= 0.0	かつ	特別な医療	≥ 0.1	かつ	特別な医療	≤ 3.7	かつ	入浴	= 0.0							80.9%
	73	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 19.5	かつ	視覚覚醒機能	≥ 10.7	かつ	視覚覚醒機能	≤ 41.1	かつ	応用日常生活動作	≥ 33.0	かつ	応用日常生活動作	≤ 61.5	88.1%
		交通手段の利用	= 18.9																
	74	交通手段の利用	= 0.0	かつ	透析	= 0.2	かつ	関節の拘縮 肩関節	= 0.0	かつ	関節の拘縮 股関節	= 0.0	かつ	関節の拘縮 肘関節	= 0.0	かつ	関節の拘縮 膝関節	= 0.0	88.2%
		関節の拘縮 その他	= 0.0																
	75	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≥ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 20.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.7	50.0%
		金銭の管理	= 0.0																
	76	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≥ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 20.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 32.7	55.0%
		買い物	= 0.0																
	77	生活機能II	≥ 0.1	かつ	生活機能II	≤ 19.5	かつ	応用日常生活動作	≥ 38.0	かつ	応用日常生活動作	≤ 61.5	かつ	認知機能	≥ 0.1	かつ	認知機能	≤ 13.1	82.5%
		生活機能II	≥ 25.5	かつ	視力	≤ 28.3													

区分等	番号	条 件										区分等該当可能性
一	78	起用動作 かつ 行動上の障害 (C群) ≤ 24.7	かつ 生活機能 I = 0.0	かつ 生活機能 II ≥ 21.1	かつ 生活機能 II ≤ 6.6	かつ 生活機能 II ≥ 23.6	かつ 生活機能 II ≤ 34.8	かつ 応用日常生活動作 ≤ 69.4	かつ 行動上の障害 (A群) ≤ 30.2	かつ 行動上の障害 (A群) ≤ 60.7%		
	79	生活機能 II かつ 意欲が乏しい	= 0.0	かつ 応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 二軸評価 能力障害 ≤ 3.0	かつ 行動上の障害 (B群) ≥ 0.1	かつ 被害的・拒否的 = 2.1	かつ 感情が不安定 = 0.0	かつ 感情が不安定 = 50.0%		
	80	生活機能 II かつ 意欲が乏しい	= 0.0	かつ 応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 二軸評価 能力障害 ≤ 3.0	かつ 行動上の障害 (B群) ≥ 0.1	かつ 感情が不安定 = 0.0	かつ 反復的行動 = 6.7			
	81	生活機能 II かつ 麻痺	= 0.0	かつ 応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 二軸評価 能力障害 ≤ 3.0	かつ 生活障害評価 金銭管理 = 2.0	かつ 感情が不安定 = 0.0	かつ 意欲が乏しい = 0.0			
	82	生活機能 II かつ 意欲が乏しい	= 0.0	かつ 応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 二軸評価 能力障害 ≤ 3.0	かつ 行動上の障害 (B群) ≥ 0.1	かつ 感情が不安定 = 0.0	かつ 支援の拒否 = 2.8			
	83	生活機能 II かつ 行動上の障害 (C群) ≤ 14.0	かつ 生活機能 II ≥ 0.1	かつ 応用日常生活動作 ≤ 23.5	かつ 生活機能 II = 0.0	かつ 応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ 生活障害評価 金銭管理 = 3.0	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≤ 14.1			
	84	生活機能 II かつ 行動上の障害 (C群) ≤ 14.0	かつ 生活機能 II ≥ 0.1	かつ 応用日常生活動作 ≤ 23.5	かつ 生活機能 II = 1.9	かつ 感情が不安定 = 0.0	かつ 麻痺 = 2.9	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≤ 14.1			
	85	生活機能 II かつ 行動上の障害 (C群) ≤ 14.0	かつ 生活機能 II ≥ 0.1	かつ 応用日常生活動作 ≤ 23.5	かつ 生活機能 II = 0.0	かつ 麻痺 = 4.0	かつ 生活障害評価 重症管理 = 4.0	かつ 行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ 行動上の障害 (A群) ≤ 60.0%			
	86	起用動作	≥ 6.9	かつ 生活機能 II ≥ 23.5	かつ 応用日常生活動作 ≤ 73.3	かつ 生活機能 II ≥ 16.8	かつ 生活機能 II = 2.3	かつ 行動上の障害 (A群) ≤ 16.7	かつ 生活機能 II = 76.9%			
	87	生活機能 II	≤ 23.5	かつ 応用日常生活動作 ≥ 73.3	かつ 生活機能 II = 23.6	かつ 生活機能 II = 34.8	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 56.3%			
88	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II ≥ 4.1	かつ 生活機能 II = 36.2	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 16.7	かつ 生活機能 II = 69.7%				
89	起用動作	≤ 6.8	かつ 生活機能 I ≥ 23.5	かつ 生活機能 II = 50.6	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 6.6	かつ 生活機能 II = 58.3%				
90	生活機能 I	≤ 23.5	かつ 生活機能 II ≥ 34.9	かつ 生活機能 II = 36.1	かつ 生活機能 II = 50.6	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 6.6	かつ 生活機能 II = 47.0%				
91	生活機能 II	≤ 23.5	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 46.1%				
92	生活機能 II	≤ 23.5	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 34.3%				
93	生活機能 II	≤ 23.5	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 57.3%				
94	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 52.8%				
95	生活機能 I	≤ 15.6	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 50.0%				
96	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 45.3%				
97	生活機能 II	≥ 0.1	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 41.9%				
98	生活機能 I	≥ 21.1	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 93.8%				
99	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 80.0%				
100	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 72.2%				
101	生活機能 I	≥ 21.1	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 67.7%				
102	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 60.3%				
103	生活機能 I	≤ 21.0	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II = 52.5%				
104	生活機能 I	≥ 21.1	かつ 生活機能 II = 23.5	かつ 生活機能 II = 73.2	かつ 生活機能 II = 32.8	かつ 生活機能 II = 12.3	かつ 生活機能 II = 2.1	かつ 生活機能 II				

区分等	番号	条 件										区分等該当可能性							
	105	生活機能 I かつ 移動	≦ 21.0	かつ	生活機能 II	≧ 23.6	かつ	生活機能 II	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 23.9	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 32.8	49.1%
	106	生活機能 I かつ 移動	≦ 21.0	かつ	生活機能 II	≧ 23.6	かつ	生活機能 II	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 20.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	62.5%
	107	生活機能 I かつ 移動	≦ 21.0	かつ	生活機能 II	≧ 32.8	かつ	生活機能 II	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 20.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	51.6%
	108	生活機能 I かつ 行動上の障害 (B群)	≧ 21.1	かつ	生活機能 I	≦ 35.7	かつ	生活機能 II	≧ 23.6	かつ	生活機能 II	≦ 41.1	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	72.7%
	109	生活機能 I かつ 行動上の障害 (B群)	≧ 21.1	かつ	生活機能 I	≦ 35.7	かつ	生活機能 II	≧ 23.6	かつ	生活機能 II	≦ 41.1	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	56.6%
	110	排便	= 0.0	かつ	こだわり	= 2.6	かつ	てんかん	= 1.0									45.5%	
	111	排便	= 0.0	かつ	こだわり	= 2.6	かつ	てんかん	≧ 1.0									44.0%	
	112	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	移動	= 5.8	かつ	排便	= 10.9			87.5%	
	113	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	麻痺 左下肢	≧ 2.0			81.1%	
	114	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	麻痺 右下肢	≧ 2.0			81.1%	
	115	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	関節の拘縮 その他	= 0.0			80.4%	
	116	生活機能 I	≧ 0.1	かつ	生活機能 I	≦ 22.4	かつ	移動	= 6.6	かつ	薬の管理	= 0.0	かつ	麻痺	= 8.2			90.9%	
	117	生活機能 I	≧ 0.1	かつ	生活機能 I	≦ 22.4	かつ	移動	= 6.6	かつ	調理	= 20.2	かつ	麻痺	= 8.2			85.3%	
	118	生活機能 I	≧ 0.1	かつ	生活機能 I	≦ 22.4	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	移動	= 6.6	かつ	入浴	= 6.1	かつ	関節の拘縮 肩関節 右	= 0.0	87.1%
	119	生活機能 I	≧ 0.1	かつ	生活機能 I	≦ 22.4	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	移動	= 6.6	かつ	入浴	= 6.1	かつ	関節の拘縮 肩関節 左	= 0.0	87.1%
	120	生活機能 I	≧ 0.1	かつ	生活機能 I	≦ 22.4	かつ	寝返り	≧ 7.8	かつ	寝返り	≦ 10.4	かつ	移動	= 6.6	かつ	調理	= 9.4	90.0%
	121	起居動作	≧ 6.8	かつ	生活機能 I	≦ 4.0	かつ	生活機能 II	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 16.7	かつ	移動	= 6.6	75.0%
	122	かつ 片足での立位保持	≧ 3.4		生活機能 I	≦ 22.4	かつ	寝返り	≧ 7.8	かつ	寝返り	≦ 10.4	かつ	移動	= 6.6	かつ	片足での立位保持	≧ 2.8	83.0%
	123	生活機能 I かつ 移動	≧ 0.1	かつ	生活機能 I	≦ 22.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 7.1	かつ	寝返り	≧ 7.8	かつ	寝返り	≦ 10.4	82.0%
	124	生活機能 II かつ 感情が不安定	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	認知機能	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.9	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 38.6	かつ	衣服の着脱	= 12.0	100.0%
	125	生活機能 II かつ 集団への不適応	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	認知機能	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.9	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 38.6	かつ	感情が不安定	≧ 2.1	100.0%
	126	生活機能 II かつ 麻痺	≧ 0.1	かつ	生活機能 II	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	多飲水・過飲水	≧ 4.4	66.7%
	127	生活機能 II かつ 落ち着きがない	≧ 0.1	かつ	生活機能 II	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	落ち着きがない	≧ 4.4	83.3%
	128	生活機能 I かつ 行動上の障害 (C群)	≦ 15.5	かつ	生活機能 II	≧ 0.1	かつ	生活機能 II	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 8.4	57.1%
	129	生活機能 I かつ 行動上の障害 (C群)	≦ 15.5	かつ	生活機能 II	≧ 0.1	かつ	生活機能 II	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 8.4	62.5%
	130	生活機能 I かつ 行動上の障害 (B群)	≧ 21.1	かつ	生活機能 I	≦ 35.7	かつ	生活機能 II	≧ 41.2	かつ	生活機能 II	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	53.8%
	131	生活機能 I かつ 行動上の障害 (C群)	≦ 15.5	かつ	生活機能 II	≧ 0.1	かつ	生活機能 II	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 8.4	100.0%

区分等	番号	条 件						区分等該当可能性										
三	132	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 20.5	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 32.7	55.6%		
		移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≧ 2.8	かつ	衣服の着脱	= 12.0									
	133	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 15.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	53.3%		
		行動上の障害(A群)	≦ 20.1	かつ	行動上の障害(C群)	≦ 38.6	かつ	片足での立位保持	≧ 11.4	かつ	関節の拘縮 その他	= 12.7						
	134	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 32.7	57.1%		
		移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≧ 2.8	かつ	支障の拒否	≧ 2.8	かつ	支障の拒否	≦ 3.4						
	135	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 32.7	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 32.7	75.0%		
		移動	= 0.0	かつ	暴言暴行	= 0.0	かつ	落ち着きがない	≦ 4.4	かつ	落ち着きがない	≦ 5.0						
	136	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 15.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	75.0%		
		行動上の障害(A群)	≦ 20.1	かつ	行動上の障害(C群)	≦ 38.6	かつ	片足での立位保持	≧ 11.4	かつ	支障の拒否	≧ 2.8	かつ	支障の拒否	≦ 3.4			
	137	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 32.7	75.0%		
		移動	= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	落ち着きがない	≧ 4.4	かつ	落ち着きがない	≧ 5.0	かつ	こだわり	≧ 1.9			
	138	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 16.8	かつ	不安定な行動	≧ 3.5				56.5%		
	139	生活機能Ⅰ	≦ 37.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 45.1				50.9%		
140	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 40.3	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 30.3	52.8%			
141	生活機能Ⅰ	≧ 40.4	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 30.3	かつ	調理	≦ 9.4	46.5%			
142	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 14.2	かつ	生活障害評価 社会的適応	≧ 2.0	62.6%
143	生活機能Ⅰ	≧ 35.8	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	かつ	移動	≦ 6.6	61.3%
144	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 34.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	かつ	移動	≧ 10.7	55.0%
145	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 24.0	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 32.8	50.0%
	移動	= 0.0																
146	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	55.4%
	行動上の障害(B群)	≧ 26.5	かつ	移動	≦ 6.6													
147	生活機能Ⅰ	≧ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 40.2	かつ	移動	≦ 6.6	53.4%
	麻痺	≦ 4.9	かつ	生活障害評価 社会的適応	≦ 3.0													
148	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 41.2	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	52.4%
	行動上の障害(B群)	≦ 26.4	かつ	移動	≦ 6.6													
149	生活機能Ⅱ	≧ 19.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 42.6	かつ	1人で出たがる	= 0.0	かつ	反復的行動	≧ 4.1	かつ	自己の過大評価	= 0.0	かつ	生活障害評価 社会的適応	= 5.0	80.8%
150	生活機能Ⅰ	≧ 34.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	かつ	移動	≧ 10.7	かつ	衣服の着脱	= 0.0	66.7%
151	生活機能Ⅰ	≧ 34.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	かつ	移動	≧ 10.7	かつ	入浴	≦ 6.1	60.9%
152	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 21.0	かつ	調理	≧ 9.4	かつ	感情が不安定	≧ 2.1	かつ	二軸評価 能力障害	= 5.0	100.0%
153	生活機能Ⅱ	≧ 19.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 42.6	かつ	認知機能	≧ 43.8	かつ	認知機能	≦ 85.4	かつ	反復的行動	≧ 4.1	かつ	自己の過大評価	= 0.0	80.6%
	生活障害評価 社会的適応	= 5.0																
154	生活機能Ⅱ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 34.9	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 69.4	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 30.2	かつ	移動	≦ 6.6	60.0%
	生活障害評価 生活リズム	≧ 4.0																
155	生活機能Ⅰ	≧ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 64.2	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 40.3	かつ	移動	≦ 6.6	60.0%
	衣服の着脱	= 0.0	かつ	生活障害評価 社会的適応	≦ 3.0													
156	生活機能Ⅰ	≧ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 42.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 33.0	かつ	応用日常生活動作	≦ 61.5	75.0%
	行動上の障害(A群)	≦ 36.6	かつ	移動	≧ 10.7													
157	生活機能Ⅰ	≦ 37.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害(A群)	≧ 45.2						59.8%	
158	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 70.9	かつ	食事	≦ 14.4						56.1%	
159	生活機能Ⅰ	≦ 42.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 78.2	かつ	行動上の障害(A群)	≦ 44.4	かつ	食事	≦ 14.4	かつ	他人を傷つける行為	= 0.0			66.7%	

区分等	番号	条 件				区分等該当可能性		
	160	生活機能Ⅰ ≥ 34.6	生活機能Ⅱ ≥ 23.6	生活機能Ⅱ ≥ 50.6	生活機能Ⅱ ≥ 30.2	移乗 ≥ 10.7	51.7%	
	161	生活機能Ⅰ ≥ 40.4	生活機能Ⅱ ≥ 23.6	生活機能Ⅱ ≥ 50.6	生活機能Ⅱ ≥ 30.3	調理 ≥ 20.2	47.0%	
	162	生活機能Ⅰ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 78.2	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	食事 ≥ 14.4	他人を傷つける行為 ≥ 3.5	46.4%	
	163	生活機能Ⅰ ≥ 60.0	生活機能Ⅱ ≥ 71.0	生活機能Ⅱ ≥ 50.6	移乗 ≥ 6.6	食事 ≥ 14.4	不安定な行動 ≥ 3.5	74.1%
	164	生活機能Ⅰ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 74.1	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	移乗 ≥ 6.6	食事 ≥ 14.4	42.1%
	165	生活機能Ⅰ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 74.1	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	移乗 ≥ 10.7	食事 ≥ 14.4	69.8%
	166	生活機能Ⅰ ≥ 42.1	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 88.1	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	食事 ≥ 14.4	他人を傷つける行為 = 0.0	59.7%
	167	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 42.0	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 36.6	移乗 ≥ 10.7	55.0%
	168	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 36.7	移乗 ≥ 10.7	48.5%
	169	生活機能Ⅰ = 0.0	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 78.2	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	生活機能Ⅱ ≥ 44.4	食事 ≥ 14.4	76.3%
	170	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 59.2	移乗 ≥ 6.6	69.9%
	171	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 64.3	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 40.3	移乗 ≥ 6.6	65.1%
	172	生活機能Ⅰ ≥ 42.1	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 36.6	移乗 ≥ 10.7	63.0%
	173	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 64.2	生活機能Ⅱ ≥ 40.3	移乗 ≥ 6.6	47.4%
	174	生活機能Ⅰ ≥ 42.1	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 36.6	移乗 ≥ 10.7	86.5%
	175	生活機能Ⅰ ≥ 42.1	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 36.6	移乗 ≥ 10.7	66.7%
	176	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 65.7	移乗 ≥ 59.3	60.4%
	177	生活機能Ⅰ ≥ 8.2	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 40.2	移乗 ≥ 6.6	55.0%
	178	生活機能Ⅰ ≥ 37.6	生活機能Ⅱ ≥ 59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7	生活機能Ⅱ ≥ 74.0	生活機能Ⅱ ≥ 65.8	移乗 ≥ 59.3	47.7%
	179	生活機能Ⅰ ≥ 40.1	生活機能Ⅱ ≥ 61.1	生活機能Ⅱ ≥ 15.2	生活機能Ⅱ = 4.0	生活機能Ⅱ = 4.0	移乗 = 4.0	81.8%
	180	生活機能Ⅰ ≥ 40.1	生活機能Ⅱ ≥ 61.1	生活機能Ⅱ ≥ 15.2	生活機能Ⅱ = 4.0	生活機能Ⅱ = 4.0	移乗 = 4.0	81.8%
	181	生活機能Ⅰ ≥ 40.1	生活機能Ⅱ ≥ 61.1	生活機能Ⅱ ≥ 2.0	生活機能Ⅱ = 18.0	生活機能Ⅱ = 3.0	移乗 = 3.0	90.3%
	182	生活機能Ⅰ ≥ 40.1	生活機能Ⅱ ≥ 61.1	生活機能Ⅱ ≥ 18.9	生活機能Ⅱ = 18.0	生活機能Ⅱ = 3.0	移乗 = 3.0	88.2%
	183	生活機能Ⅰ ≥ 42.7	生活機能Ⅱ ≥ 69.2	生活機能Ⅱ = 15.0	生活機能Ⅱ = 10.7	生活機能Ⅱ = 19.5	移乗 = 19.5	86.5%
	184	生活機能Ⅰ ≥ 42.7	生活機能Ⅱ ≥ 69.2	生活機能Ⅱ = 15.0	生活機能Ⅱ = 10.7	生活機能Ⅱ = 2.0	移乗 = 2.0	82.4%
	185	生活機能Ⅰ ≥ 42.7	生活機能Ⅱ ≥ 69.2	生活機能Ⅱ = 15.0	生活機能Ⅱ = 10.7	生活機能Ⅱ = 2.0	移乗 = 2.0	82.4%
	186	生活機能Ⅰ ≥ 42.7	生活機能Ⅱ ≥ 69.2	生活機能Ⅱ = 15.0	生活機能Ⅱ = 10.7	生活機能Ⅱ = 20.1	移乗 = 20.1	80.0%
	187	生活機能Ⅰ ≥ 60.0	生活機能Ⅱ ≥ 71.0	生活機能Ⅱ ≥ 50.6	生活機能Ⅱ ≥ 14.4	生活機能Ⅱ = 6.7	移乗 = 6.7	100.0%
	188	生活機能Ⅰ ≥ 60.0	生活機能Ⅱ ≥ 71.0	生活機能Ⅱ ≥ 50.6	生活機能Ⅱ = 0.0	生活機能Ⅱ = 6.6	移乗 = 6.6	64.1%

区分等	番号	条 件										区分等該当可能性		
五	189	生活機能Ⅰ かつ 不安定な行動	≥ 60.0 かつ ≤ 3.5	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 50.6 かつ	移乗	≤ 14.4 かつ	食事	≤ 6.6 かつ	管理	= 3.3	90.0%
	190	生活機能Ⅰ かつ 不安定な行動	≥ 60.0 かつ ≤ 3.5	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 50.6 かつ	移乗	≤ 14.4 かつ	食事	≤ 6.6 かつ	説明の理解	= 0.0	83.3%
	191	生活機能Ⅰ かつ 自らを傷つける行為	≥ 60.0 かつ = 0.0	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 50.6 かつ	移乗	≤ 14.4 かつ	食事	≤ 6.6 かつ	不安定な行動	≤ 3.5	71.7%
	192	生活機能Ⅰ かつ 食事	≥ 37.6 かつ = 23.9	生活機能Ⅰ 麻痺	≤ 59.9 かつ ≤ 4.9	生活機能Ⅱ 生活障害評価 社会的適応	≥ 50.7 かつ ≤ 3.0	生活機能Ⅱ	≥ 50.7 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 74.0 かつ	移乗	≤ 6.6	60.0%
	193	生活機能Ⅰ かつ 移乗	≥ 37.6 かつ = 6.6	生活機能Ⅰ 麻痺	≤ 59.9 かつ ≤ 4.9	生活機能Ⅱ 生活障害評価 社会的適応	≥ 50.7 かつ ≤ 3.0	生活機能Ⅱ	≥ 50.7 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 74.0 かつ	行動上の障害 (B群)	≥ 48.1	65.0%
	194	生活機能Ⅰ	≥ 60.0 かつ	生活機能Ⅱ	≥ 50.7 かつ	食事	≥ 23.9	生活機能Ⅰ	≥ 74.1 かつ	食事	≥ 23.9			96.8%
	195	生活機能Ⅰ	≥ 60.0 かつ	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	食事	≥ 23.9	生活機能Ⅰ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 50.7 かつ	食事	≤ 14.4	54.0%
	196	生活機能Ⅰ	≥ 60.0 かつ	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 50.7 かつ	食事	≥ 74.1 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 44.5 かつ	食事	≤ 14.4	84.0%
	197	生活機能Ⅰ	≥ 59.9 かつ	生活機能Ⅱ	≥ 74.1 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 44.5 かつ	食事	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 50.6 かつ	移乗	≤ 14.4	59.1%
	198	生活機能Ⅰ	≥ 60.0 かつ	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 50.6 かつ	移乗	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 10.7 かつ	食事	≤ 14.4	68.7%
	199	生活機能Ⅰ	≥ 60.0 かつ	生活機能Ⅱ	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≥ 50.6 かつ	移乗	≥ 71.0 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 6.6 かつ	食事	≤ 6.3	53.1%
	200	食事	= 23.9 かつ	二軸評価 精神症状	= 4.0									98.5%
	201	食事	= 23.9 かつ	1人で出たがる	≥ 6.1									100.0%
	202	食事	= 23.9 かつ	関節の拘縮 その他	= 12.7									98.0%
	203	食事	= 23.9 かつ	視力	= 2.8									98.5%
	204	食事	= 23.9 かつ	大声・高声を出す	= 6.0									100.0%
205	食事	= 23.9 かつ	関節の拘縮 股関節 左	= 2.0									98.0%	
206	食事	= 23.9 かつ	関節の拘縮 股関節 右	= 2.0									98.0%	
207	認知機能	≥ 85.5 かつ	特別な医療	≥ 10.3									99.2%	
208	説明の理解	= 15.3 かつ	気管切開の処置	= 14.9									100.0%	
209	気管切開の処置	= 14.9 かつ	麻痺 左上肢	= 4.0									100.0%	
210	気管切開の処置	= 14.9 かつ	麻痺 右上肢	= 4.0									100.0%	
211	生活機能Ⅰ	≥ 61.2 かつ	レスピレーター	= 16.9									100.0%	
212	座位保持	= 15.9 かつ	衣服の着脱	= 18.2 かつ	てんかん	≥ 1.0							95.0%	
213	座位保持	= 15.9 かつ	移乗	= 15.9 かつ	てんかん	≥ 1.0							95.0%	
214	食事	= 23.9 かつ	視力	≥ 25.5 かつ	視力	≤ 28.3							98.7%	
215	生活機能Ⅱ	≥ 69.3 かつ	てんかん	≥ 1.0 かつ	生活障害評価 生活リズム	= 5.0							85.7%	
216	生活機能Ⅰ かつ 衣服の着脱	≥ 37.6 かつ = 0.0	生活機能Ⅰ 麻痺	≤ 59.9 かつ ≤ 8.2	生活機能Ⅱ 生活障害評価 社会的適応	≥ 50.7 かつ ≤ 3.0	生活機能Ⅱ	≥ 50.7 かつ	行動上の障害 (A群)	≤ 74.0 かつ	移乗	≤ 6.6	100.0%	

注1 条件の欄中、起居動作、生活機能Ⅰ、生活機能Ⅱ、視覚認知機能、応用日常生活動作、認知機能、行動上の障害 (A群)、行動上の障害 (B群)、行動上の障害 (C群)、特別な医療及び麻痺・拘縮に係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各群の合計点数をいう。

2 条件の欄中、注1に掲げる事項以外のものに係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各項目の点数をいう。

市町村審査会運営要綱

平成 26 年 3 月 3 日 障発 0303 第 2 号
平成 27 年 12 月 16 日 障発 1216 第 2 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

1 市町村審査会の基本的考え方

(1) 審査会設置の趣旨

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、
 - ・ 障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行う
 - ・ 市町村が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置する機関である。
- これらの業務を合わせて「審査判定業務」という。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定

- ① 市町村に、障害支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置く。(法第 15 条)
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。(法第 16 条第 1 項及び第 2 項)
- ③ 審査会は、障害支援区分に関する審査判定を行う。(法第 21 条第 1 項)
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。(法第 22 条第 2 項)

(3) 地方自治法上の取扱い

- ① 審査会は、地方自治法上、自治体の附属機関として位置付けられる。
- ② 審査会の設置については、法律上必置であることから、設置の根拠となる条例は不要であるが、法第 16 条第 1 項に基づき委員定数の条例が必要である。
- ③ 委員の身分は、市町村の非常勤特別職となる。

【参考】地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属の設置）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（附属機関の職務権限・組織等）

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例

の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 広域化の考え方

○ 審査会の設置は、次のような形態がある。

- ① 市町村単独で設置
- ② 広域連合や一部事務組合での対応
- ③ 機関の共同設置
- ④ 市町村の委託による都道府県審査会の設置

○ 都道府県は、管内市町村における審査会設置や審査判定業務が円滑に進むよう、市町村と十分調整し、必要な支援を行う。

3 審査会委員について

(1) 委員構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行うことができる者を任命する。
- 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。

(2) 学識経験を有する者の判断

- 委員が学識経験を有しているか否かについては、市町村長の判断である。
- 障害者の障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい。

(3) 市町村との関係

- 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。
- ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ、認定調査等の事務に直接従事していないものであれば、委員に委嘱することは差し支えない。

(4) 認定調査員との兼務

- 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。
- ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(5) 審査会委員の研修

委員は、原則として都道府県が実施する審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

(6) 委員数の見込み方

- 市町村は、
 - ① サービス利用者数
 - ② 一合議体当たりの審査件数
 - ③ 設置すべき合議体数及び一合議体当たりの委員数等から必要な審査会委員数を見込み、条例で定数を定めること。
- 条例の定数は、上限数を定めればよいこととする。(例 〇〇人以内)

(7) 委員の任期

委員の任期は2年（委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とし、委員は再任されることができる。

(8) 審査会の会長等

- 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

5 合議体について

(1) 合議体の設置

審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務を取り扱うことができる。

(2) 合議体の委員の定数

- 合議体を構成する委員の定員は、5人を標準として市町村長が定める数とする。
- 次の①及び②については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、3人を下回って定めることはできない。
 - ① 障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合
 - ② 委員の確保が著しく困難な場合
- 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。
- 特定分野の委員の確保が困難な場合に当たっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。
- 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で概ね3月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することは可能である。
- なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。

(3) 合議体の長の互選

- 合議体の長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 審査会の議決

- 審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るように努める。
- 審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 市町村審査会開催の準備

- 市町村（事務局）は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。
 - ① 認定調査結果等を用いて、市町村に設置された一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果
 - ② 認定調査票の写し、医師意見書の写し、概況調査票の写し
- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ審査会委員に送付する。

8 審査判定

審査会は、介護給付費（特例介護給付費を含む。）又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含み、共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となるサービスに係る支給申請（同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。）を行った審査対象者について、「認定調査票」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

（1）内容の確認精査

- 一次判定で活用した項目（認定調査項目及び医師意見書の一部項目）について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、一次判定で活用した項目の一部修正を行う。
- 調査結果の一部修正を行う場合には、「別紙1 一次判定で活用した項目を修正できないケース」を参照する。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

（2）一次判定結果の変更

- 次に、一次判定の結果（一次判定で活用した項目の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果）を原案として、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とするかどうかを判断する。

- なお、一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考に一次判定変更の妥当性を検証する。また、一次判定の結果を変更する場合には、「別紙2 二次判定で変更できないケース」を参照する。

9 審査会が付する意見

- さらに、特に必要があると判断される場合については、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

① 認定の有効期間を定める場合の留意事項

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上）で設定するかどうかの検討を行う。なお、初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年6ヶ月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。

- ・ 身体上または精神上の障害の程度が6ヶ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

② サービスに関して意見を付する場合の留意事項

市町村は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって、提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

10 その他審査及び判定に当たっての留意事項

① 概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（「別紙1 一次判定で活用した項目を修正できないケース」及び「別紙2 二次判定で変更できないケース」を参照）

② 委員が審査判定に加わることができない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

③ 審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

④ 審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

⑤ 審査会での審査判定に用いた資料の公開について

各市町村の情報公開に関する規程等に基づき判断されることとなるが、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開されることが望ましい。

⑥ 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取扱いを定める。

⑦ 国への報告について

別途定める事項について期日までに国に報告を行う。

11 支給決定案に対する意見

市町村は、当該市町村の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市町村から意見を求められた場合は、意見を述べることとする。

【別紙 1】

一次判定で活用した項目を修正できないケース

以下の事項に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて修正を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

(1) 一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

2) 根拠のない事項

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

【別紙 2】

二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とすると判断される場合は、一次判定の結果の変更を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

(1) 一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

2) 根拠のない変更

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

3) 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項

審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

4) 心身の状況以外の状況

障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害支援区分認定後、支給決定の段階において、障害支援区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

(1) 施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 抽象的な支援の必要性

特記事項又は医師意見書に、「支援の必要性が高い」等の抽象的な支援の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(3) 審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(4) 現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に障害福祉サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。